

充電式小型家電の行政収集開始について

市では、ごみ収集車両や町田市バイオエネルギーセンターの火災の原因とされている「充電式小型家電（リチウムイオン電池などの充電式電池を取り外せない小型家電）」について、火災・発火事故防止と資源化を推進するため、現行の拠点回収に加え、2024 年 8 月から行政収集を開始します。

■ 実施内容

項目	行政収集実施後の内容
収集体制	現行の拠点回収に加えて、新たに有害ごみ（電池）として行政収集
収集方法	「充電式小型家電」を有害ごみ(電池)とあわせて収集 ※月 1 回「有害ごみの日（毎月 2 回目のビン・カンの日）」に収集
排出のカテゴリー	有害ごみ（電池）に「充電式小型家電」を追加
排出場所	資源集積所（集合住宅にお住まいの方は指定された置き場）に設置する「有害ごみ（電池）」のかご
収集品目	家電の品目は指定せず、市民向けに例示
大きさ制限	30 cm×15 cm×30 cm以内 ※「30 cm×15 cm」は「小型家電回収ボックス」の投入口と同サイズ

※市内の公共施設に設置されている「小型家電回収ボックス」や、境川クリーンセンター敷地内（木曽東 2－1－1）に常設されている「リサイクル広場まちだ」での拠点回収は、行政収集開始後も継続。

※排出のイメージ

・ カゴ内側のサイズ
60 cm×40 cm×30 cm
(72 リットル)

※カゴ内の奥の段ボール箱が
大きさ制限のイメージサイズ
30 cm×15 cm×30 cm
(13.5 リットル)



■ 収集品目の例示

主に「ハンディタイプ」の小型・軽量製品を想定。



(出展元：日本容器包装リサイクル協会)

■ 今後のスケジュール

7月：周知

「広報まちだ（7月15日号）」、「町田市ごみ分別アプリ」、「町田市ホームページ」などの広報媒体でお知らせ。

8月：行政収集開始

■ 本件に関するお問い合わせ先

環境資源部ごみ収集課 課長 田中 TEL 042-797-7111